

京都市告示第469号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年12月14日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	下津林水0042号	西京区下津林楠町8番地の2地先 同上	
2	川島水0099号	西京区川島権田町42番地地先 同町31番地の20地先	
3	松室水0055号	西京区松室地家町2番地の8地先 同町8番地の2地先	
4	西九条水0007号	南区西九条大国町6番地の1地先 同町18番地地先	
5	小栗栖水0052号	伏見区小栗栖中山田町20番地の21地先 同町20番地の37地先	
6	向島水0302号	伏見区向島津田町117番地の9地先 同町115番地地先	
7	淀水0210号	伏見区淀下津町257番地の77地先 同町257番地の16地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	西野山水0013号	山科区西野山中鳥井町132番地の104地先 同町132番地の94地先	
2	川島水0084号	西京区川島六ノ坪町61番地の2地先 同町63番地の2地先	
3	久世水0203号	南区久世大藪町182番地の2地先 同町182番地の4地先	
4	久我水0217号	伏見区久我西出町14番地の20地先 同町14番地の16地先	

(建設局土木管理部道路明示課)